様式第7号

変更（廃止）通知書

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　三股町長

年　　　月　　　日付けで申請のあった、三股町不良空き家等除却推進事業補助金の変更（廃止）について、下記のとおり決定したので三股町不良空き家等除却推進補事業助金交付要綱第11条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  |
| 補助金の交付変更（廃止）決定額 |  |
| 補助事業の区分 |  |
| 住宅等の所在地 |  |
| 建物の概要 | 造 | 階建て | ㎡ |  |
| 変更（廃止）の内容 |  |
| 交付の条件 | 付けによる申請書記載のとおり |

備　考

1. 三股町不良空き家等除却推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
2. この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。
3. 要綱の規定に違反した場合、また補助金の使途が適正でない場合は、この決定が取消しになる場合がある。その際は町長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
4. この事業について、町長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

文書取扱　三股町 都市整備課 建築係

　　　　　電話(直通) 0986-52-9066